（４）　５の（３）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

３　入札参加資格を得るための申請方法等

（１）　申請の方法

２に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、３の（２）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

（２）　入札参加資格申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号　862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話　096-383-1111　内線6350

（３）　入札参加資格申請書の受付期間

平成16年10月13日（水曜）から平成16年10月19日（火曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

４　契約条項を示す場所

熊本県教育庁体育保健課総務係（県庁行政棟新館6階）
郵便番号　862-8609　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話　096-383-1111　内線6732

５　入札手続等

（１）　入札に関する事務を担当する部局の名称

４に記載のとおり

（２）　入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア　交付期間

平成16年10月13日（水曜）から平成16年10月22日（金曜）までの日（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後4時までとする。

イ　交付場所

４に記載のとおり

（３）　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

平成16年10月25日（月曜）午後2時から

イ　場所

県庁行政棟新館801号共用会議室

（４）　入札書の提出方法

５の（３）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、４に記載の場所に平成16年10月22日（金曜）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

６　その他

（１）　入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

（２）　入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった1月あたりの額に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の5以上の金額を５の（３）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア　入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ　入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

（３）　無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ　委任状を提出しない代理人のした入札
ウ　所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ　記名押印を欠く入札
オ　金額を訂正した入札
カ　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ　明らかに連合によると認められる入札
ク　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ　2以上の意思表示をした入札

コ　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ　その他入札に関する条件に違反した入札
（４）落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
（５）最低制限価格
設定しない。
（６）契約の締結
ア　契約書作成の要否
要
イ　契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ　落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
（７）契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア　契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ　契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
（８）その他詳細は、入札説明書による。

熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年10月13日
熊本県教育委員会委員長　岡　畑　　寛

熊本県教育委員会規則第7号

熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則

熊本県育英資金貸与規則（昭和47年熊本県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、18条から21条まで1条ずつ繰り下げる。

第17条中「保証人」を「連帯保証人等」に改め、第17条を第18条とする。

第16条中「第11条」を「第12条」に改め、第16条を第17条とする。

第15条中「保証人」を「連帯保証人等」に改め、第15条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条第1項第3号中「保証人を死亡等」を「連帯保証人及び保証人（以下「連帯保証人等」という。）」を死亡等」に改め、同号中「保証人の氏名」を「連帯保証人等の氏名」に改め、同条第3項中「保証人」を「連帯保証人等」に改め、第11条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条第2項中「育英資金の貸与を受けた月の3倍の期間」を「大学貸与及び修学貸与にあっては育英資金の貸与を受けた月の3倍の期間、育英貸与にあっては別表により求められた期間」に改め、第8条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条第1項中「第4条」を「第5条」に改め、同条第3項中「別記第1号様式の3」を「別記第1号様式の4」に改め、第6条を第7条とする。

第5条を次のように改め、第5条を第6条とする。

第6条　在学申請者及び予約申請者（以下「育英資金申請者」という。）は、条例第7条第1号に規定する生計の主たる維持者を連帯保証人としなければならない。ただし、生計の主たる維持者が未成年の場合は、その者に代わる独立の生計を営む成年者を連帯保証人としなければならない。

２　育英貸与に係る育英資金申請者については、前項に規定する連帯保証人の他に独立の生計を営む成年者1人（ただし、1親等の親族を除く。）を保証人に立てなければならない。

第4条第1項第2号中「別記第3号様式」を「大学貸与及び修学貸与を受けようとする者にあっては別記第3号様式、育英貸与を受けようとする者にあっては別記第3号様式の2」に改め、同項第4号の次に次の1号を加える。

（５）その他教育委員会が必要と認める書類

第4条第2項中「は、育英資金貸与予約者申請書（別記第1号様式の2）」を「のうち大学貸与又は修学貸与を希望する者は、育英資金貸与予約者申請書（大学貸与・修学貸与）（別記第1号様式の2）に、育英貸与を希望する者で、別に定める学力要件を満たす者は育英資金貸与予約者申請書（育英貸与）（別記第1号様式の3）」に改め、同条第3項中「大学」を「大学貸与又は育英貸与」に改め、第4条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（育英資金の種類）
第２条　条例第６条に規定する育英資金の種類は、次の各号のとおりとする。
（１）　大学貸与
（２）　修学貸与
（３）　育英貸与
２　前項各号に掲げる育英資金の対象となるものは、条例第７条第１項に規定する学校とし、次の各号のとおりとする。
（１）　大学貸与にあっては、大学とする。
（２）　修学貸与にあっては、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校及び専修学校とする。
（３）　育英貸与にあっては、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）及び専修学校（高等課程に限る。）とする。

別表を次のとおり設ける。

別表

貸与総額	基礎額
200,000円以下のもの	30,000円
200,000円を超え400,000円以下のもの	40,000円
400,000円を超え500,000円以下のもの	50,000円
500,000円を超え600,000円以下のもの	60,000円
600,000円を超え700,000円以下のもの	70,000円
700,000円を超え900,000円以下のもの	80,000円
900,000円を超え1,100,000円以下のもの	90,000円
1,100,000円を超え1,300,000円以下のもの	100,000円
1,300,000円を超え1,500,000円以下のもの	110,000円
1,500,000円を超え1,700,000円以下のもの	120,000円
1,700,000円を超え1,900,000円以下のもの	130,000円
1,900,000円を超え2,100,000円以下のもの	140,000円
2,100,000円を超え2,300,000円以下のもの	150,000円

返還年数は、割賦金の基礎額で貸与総額を除して得られる数（１未満の端数は切り捨てる。）とする。

別記第１号様式の２を次のように改める。

別記第１号様式の２（第４条関係）

× 申込番号　第　　号

育英資金貸与予約者申請書（大学貸与・修学貸与）

申請者	フリガナ 氏名	※性別　男・女 年　月　日生（満　才）	貸与期間	年　月　日から 年　月　日まで
	在学校名	※　国公立・私立 学校　第（　）学年		
	進学希望校	※　国公立・私立 高等学校・専修学校・高等専門学校 学科　課程		
	現住所	〒　－　TEL（　）　－		
	他の奨学金の申込状況	※　・熊本県育英資金（育英貸与） ・その他（　） ・他の奨学金は申請していない、又は申請の予定はない。		

生計の主たる維持者	住所 フリガナ 氏名 勤務先	〒　－　TEL（　）　－ TEL（　）　－	※住居区分	持家 賃貸住宅 その他 （　）
			本人との続柄	

	続柄	氏名	年齢	同・別居の別	学校名・学年・障害名等	所得総額
家族及び所得（本人を含む）						
	所得総額の合計					

備考	

上記のとおり相違ありませんので、育英奨学生として採用されるよう申請します。

年　月　日

熊本県教育委員会　様

本人氏名　　印

生計の主たる維持者氏名　　印

注意　1　×印の欄は記入しないでください。
　　2　※印のところは該当するものを○で囲んでください。
　　3　賃貸住宅には、貸家、アパート、マンション等が含まれます。

別記第１号様式の３を削り、別記第１号様式の２の次に次の２様式を加える。

別記第１号様式の３（第４条関係）

※ 申込番号　第　　号

育英資金貸与予約者申請書（育英貸与）

申請者	フリガナ 氏　名	※性別　男・女 年　月　日生（満　才）	貸与期間	年　月　日から 年　月　日まで
	在学校名	※　国公立・私立 学校　第（　）学年		
	進　学 希望校	※　国公立・私立 高等学校・専修学校 学科　課程		
	現住所	〒　－　TEL（　）　－		
	他の奨学金の申込状況	※　・熊本県育英資金（大学貸与・修学貸与） ・その他（　） ・他の奨学金は申請していない、又は申請の予定はない。		
生計の維持主たる者	住　所 フリガナ 氏　名 勤務先	〒　－　TEL（　）　－ 本人との続柄 TEL（　）　－		

家族及び所得を含む本人	続柄	氏　名	年齢	同・別居の別	学校名・学年 障害名等	給与所得 収入金額	給与所得 所得金額	給与所得以外 所得金額
							－	
							－	
							－	
							－	
							－	
							－	
					合計			
					所得金額の合計			